

- ◎ 弟子屈町スポーツ振興条例の一部を改正する条例の制定について (議案第19号)
「スポーツ振興法」の全部が改正され、新たに「スポーツ基本法」が制定されたことによる、関連する文言の整理などに係る改正。
- ◎ 大鵬賞表彰条例の制定について (議案第36号)
- ◎ 弟子屈町川湯相撲記念館条例の一部を改正する条例の制定について (議案第37号)
本年1月19日に亡くなられた第48代横綱「大鵬」納谷幸喜氏の功績などを永きにわたり本町の歴史に刻み、後世に引き継ぐことを目的に、社会、文化、スポーツなどの分野において輝かしい成績を残した個人・団体を表彰する条例を新たに制定。
また、弟子屈町川湯相撲記念館条例および施設の名称を「弟子屈町川湯相撲記念館」から「大鵬相撲記念館」へと改正。
- ◎ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第2次一括法)の制定に伴う条例の改正・制定
下表のとおり。

条例(議案)	主な改正点または制定内容 (町の条例で新たに規定する内容など)
◎弟子屈町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について(議案第7号)	地域密着型介護サービスの基準
◎弟子屈町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について(議案第8号)	地域密着型介護予防サービスの基準
◎弟子屈町廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について(議案第9号)	廃棄物処理施設技術管理者の資格基準
◎弟子屈町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について(議案第10号)	町営住宅の整備基準
◎弟子屈町都市公園条例の制定について(議案第11号)	都市公園法に基づき町が管理する都市公園の配置などの基準と、高齢者や障がい者などの移動の円滑化の促進に係る(バリアフリー法)特定公園施設の設置基準
◎弟子屈町道路構造の技術的基準等を定める条例の制定について(議案第12号)	道路の構造に係る技術的基準
◎弟子屈町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について(議案第13号)	「特定道路」における、高齢者や障がい者などが円滑に移動できる道路を築造するための基準(※現時点では特定道路の指定はないが、適合努力規定に係る将来への対策)
◎弟子屈町準用河川管理施設等の構造の基準を定める条例の制定について(議案第14号)	河川管理施設などの構造に関する基準
◎弟子屈町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について(議案第20号)	公共下水道の構造の技術上の基準と終末処理場の維持管理
◎弟子屈町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について(議案第21号)	弟子屈町水道布設工事監督者の配置基準と資格基準、ならびに水道技術管理者の資格基準

- 発行/北海道弟子屈町議会
- 編集/弟子屈町議会広報編集特別委員会
- 委員長 高橋正秀
- 副委員長 高砂弥生
- 委員 鈴木繁 岩崎義人
- ☎482-2695

第68号 町議会だより

第1回定例会

第1回定例会は、3月5日に招集され8日までの4日間の会期で行われた。諸般報告(議長)、行政報告(町長)の後、町からの提出議案として、条例の制定(19件)、町道の認定及び廃止(2件)、損害賠償の額を定めること(1件)、平成24年度弟子屈町一般会計補正予算ほか(5件)、平成25年度町政執行方針(町長)、教育行政方針(教育長)、平成25年度一般会計予算ほか(6件)を審議し、それぞれ可決。

また、議会からは委員会報告(1件)の後、議員発議により、条例等の改正(2件)、意見書案(4件)、決議案(1件)が提案され、一部[意見書案(1件)、決議案(1件)]については閉会中に継続審議として常任委員会へ付託]を除き可決された。

一般質問については、8人から18問が行われ、町への提案を含む活発な議論が行われた。

平成25年度町政執行方針(町長)および教育行政方針(教育長)の説明は「広報でしかが4月号」、一般会計ほか6会計の予算編成内容と主な事業は「平成25年度弟子屈町当初予算の概要」に掲載。

審議のあらまし

条例の制定

- ◎ 町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について(議案第3号)
地方税法の規定による公的年金などからの特別徴収(天引き)を行う制度について、平成20年度から当分の間見送ることとしていたが、総合行政システムの導入に伴い平成25年度から実施可能とするための改正。
- ◎ 証人等の実費弁償に関する条例の制定について(議案第4号)
選挙管理委員会・議会・監査委員・農業委員会などが調査のため参考人・証人の出頭を求めた場合の実費弁償に関し、新たに条例を制定。
- ◎ 弟子屈町健康診査手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について(議案第5号)
各種健康診査手数料の助成に「前立腺がん検診」を追加し、個人負担1千円で受診できることとした改正。
- ◎ 弟子屈町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について(議案第6号)
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、市町村に対策本部を設置し、新型インフルエンザや新たな感染性疾患で急速なまん延の恐れがあり、政府が緊急事態宣言をしたときに、本町に対策本部を設置するため、新たに条例を制定。
- ◎ 弟子屈町手数料条例の一部を改正する条例の制定について(議案第15号)
「都市の低炭素化の促進に関する法律」が平成24年12月4日に施行されたことに伴い、低炭素建築物新築等計画の認定に係る手数料を追加したことによる改正。
- ◎ 弟子屈町営プール条例の一部を改正する条例の制定について(議案第18号)
平成15年から休止している「弟子屈町温泉プール」を、雪氷冷熱エネルギーを活用した給食センターの冷房設備として使用することから、当該プールの名称・位置を削除したことによる改正。



道路の認定など

◎「町道路線の廃止」について
(議案第16号)

4路線。いずれも起点・終点を変更するため。

路線番号	路線名
151	鋤別西5号線
170	美里5丁目2号線
171	美里5丁目3号線
172	美里5丁目4号線

◎「町道路線の認定」について
(議案第17号)

8路線

路線番号	路線名
151	鋤別西5号線
170	美里5丁目2号線
171	美里5丁目3号線
172	美里5丁目4号線
174	美里5丁目6号線
175	美里5丁目7号線
176	朝日2丁目1号線
177	日の出旭集会所線

損害賠償

◎損害賠償の額を定めることについて
(議案第22号)

本件は、平成25年1月23日午後3

平成24年度各会計補正予算

平成24年度一般会計および特別会計(5件)の補正予算が提案され、即時、予算特別委員会へ付託。委員会での審査の結果、原案可決すべきものと決定され、本会議において報告の結果、可決された。

主な内容は次のとおり。

※補正予算の額は左の表のとおり。

◎一般会計(第6号)(議案第23号)

国の予備費による摩周パイロット線改良事業2千10万円と翌年度に繰り越しするための繰越明許費1億4千20万円の設定、名誉町民故納谷幸喜氏を偲ぶ会の開催経費、年度末の予算精査、基金積立金の計上。

◎一般会計(第7号)(議案第36号)

2月25日に成立した国の1次補正に係る実施事業を24年度予算に計上し、全額を翌年度に繰り越して実施するもので、歳入では国庫補助金と

時ころ、本町職員が運転する除雪車両が電光看板に接触し破損させたもので、事故内容の説明を受け賠償することについて可決。

●損害賠償額/56万1千183円



3月31日に開催された故納谷幸喜氏を偲ぶ会

◎国民健康保険特別会計(第3号)
(議案第24号)

歳入では国保連合会からの交付金や基金繰入金を、歳出では保険給付費を計上。

◎介護保険特別会計(第2号)
(議案第25号)

歳入では国や道からの確定した負担金などを、歳出ではサービス利用増を見込み給付費を計上。

◎温泉事業特別会計(第1号)
(議案第26号)

歳入では前年度繰越金などの増額を、歳出では調査設計業務委託料および温泉事業基金を計上。

◎下水道事業特別会計(第2号)
(議案第27号)

歳入では受益者負担金と繰入金、歳出では国庫支出金事業費確定などによる減額で、歳入歳出の調整を行った。

◎水道事業特別会計(第2号)
(議案第28号)

共済組合負担金率の確定による法定福利費の減額と公的資金補償金免除繰上償還に係る起債償還の借り換えを行う企業債を計上。

発議案

◎弟子屈町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
(発議案第1号)

◎弟子屈町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
(発議案第2号)

会議規則では「地方自治法の一部を改正する法律」が平成24年9月5日に公布されたことに伴い、本会議においても委員会同様、公聴会の開催や参考人の招致ができることになったことから、条文を追加し整備を行った。

また委員会条例では、地方自治法の一部改正に伴う条文の追加および弟子屈町事務分掌条例の制定に伴い課の名称が変更になったことから、関連する文言の整理などを行った。

意見書案・決議案

◎安心できる介護制度の充実を求める意見書について
(意見書案第1号)

1 主要要望事項(※本文省略)
介護保険制度を改善し介護報酬を引き上げるとともに、介護保険料・利用料を国の責任で軽減すること。

◎平成25年度地方財政対策に関する意見書について
(意見書案第3号)

要旨

国家公務員の給与削減支給措置に準じて地方公務員の給与削減を求め、ために地方交付税を削減したこと、は、その根拠が極めて不明確な上に、厳しい財政事情から国に先駆けて、給与の独自削減や定数削減を行って、いた地方の努力を踏みにじる極めて不合理な措置であり、同時に、地方交付税制度の「地方公共団体間の財源の不均衡を調整する財源調整機能」および「どの地域に住む住民にも一定の行政サービスが提供できる財源保障機能を無視した、税源が乏しく財政基盤の脆弱(せいじやく)な団体ほどその影響を大きく受ける不公平な政策である。地方との十分な協議を

平成24年度弟子屈町各会計補正予算

(単位/千円)

区分		補正前	補正額	補正後
一般会計(第6・7号計)		7,916,001	468,752	8,384,753
特別会計	国民健康保険	1,236,850	53,156	1,290,006
	介護保険	732,720	13,031	745,751
	温泉事業	55,978	2,860	58,838
	下水道事業	358,829	3,234	362,063
合計		10,300,378	541,033	10,841,411
水道事業		154,867	△73	154,794

※水道事業会計は収益的支出のみを掲載



除雪費の状況は

たい。

答 昨年度に比べると出動回数も多く、特別交付税で対応を

問 今年度の除雪費では、足りな
いが、その対策は。

答 まだ、時間的猶予があるので、
十分検討していきたい。

問 国民栄誉賞という栄誉をたた
える場を考えてはどうか。

答 大鵬を褒めたい。

問 大鵬を褒めたい。

平成24年度各会計補正予算総括質疑

問 大鵬を褒めたい。

答 大鵬を褒めたい。

問 大鵬を褒めたい。

答 大鵬を褒めたい。

問 大鵬を褒めたい。

答 大鵬を褒めたい。

問 大鵬を褒めたい。

答 大鵬を褒めたい。

問 大鵬を褒めたい。

答 大鵬を褒めたい。

問 大鵬を褒めたい。

答 大鵬を褒めたい。

問 大鵬を褒めたい。

答 現在是对应済み。また、消防
から吹雪時には先導をして
もらいたいという依頼があり、気象

問 大雪・吹雪が予想される場合
は、除雪担当者宅にパトロー
ル車を待機、迅速な対応ができるよ
うにはどうか。

答 大雪・吹雪が予想される場合
は、除雪担当者宅にパトロー
ル車を待機、迅速な対応ができるよ
うにはどうか。

問 大雪・吹雪が予想される場合
は、除雪担当者宅にパトロー
ル車を待機、迅速な対応ができるよ
うにはどうか。



自治会向けのごみ分別説明会

答 各自治会の総会時において
「ごみの分別」ということで協
力をお願い
している
。要請
があれ
ば、出前
講座など
で各団体
に説明に
伺う。

問 各自治会の総会時において
「ごみの分別」ということで協
力をお願い
している
。要請
があれ
ば、出前
講座など
で各団体
に説明に
伺う。

答 各自治会の総会時において
「ごみの分別」ということで協
力をお願い
している
。要請
があれ
ば、出前
講座など
で各団体
に説明に
伺う。

答 特別支援の免許は持ってい
ない一般教員が指導してい

問 特別支援の免許は持ってい
ない一般教員が指導してい

答 特別支援の免許は持ってい
ない一般教員が指導してい



問 特別支援の免許は持ってい
ない一般教員が指導してい

答 特別支援の免許は持ってい
ない一般教員が指導してい

問 特別支援の免許は持ってい
ない一般教員が指導してい

答 特別支援の免許は持ってい
ない一般教員が指導してい

問 特別支援の免許は持ってい
ない一般教員が指導してい

答 特別支援の免許は持ってい
ない一般教員が指導してい

問 特別支援の免許は持ってい
ない一般教員が指導してい

答 特別支援の免許は持ってい
ない一般教員が指導してい

問 特別支援の免許は持ってい
ない一般教員が指導してい

答 特別支援の免許は持ってい
ない一般教員が指導してい

問 特別支援の免許は持ってい
ない一般教員が指導してい

答 特別支援の免許は持ってい
ない一般教員が指導してい

問 特別支援の免許は持ってい
ない一般教員が指導してい

答 特別支援の免許は持ってい
ない一般教員が指導してい

問 特別支援の免許は持ってい
ない一般教員が指導してい

答 特別支援の免許は持ってい
ない一般教員が指導してい

問 特別支援の免許は持ってい
ない一般教員が指導してい

答 特別支援の免許は持ってい
ない一般教員が指導してい



視察先で説明を受ける

答 各制度の所得の算定によって、
そういうケースもあり得る。

問 各制度の所得の算定によって、
そういうケースもあり得る。

答 各制度の所得の算定によって、
そういうケースもあり得る。



問 各制度の所得の算定によって、
そういうケースもあり得る。

答 各制度の所得の算定によって、
そういうケースもあり得る。

問 各制度の所得の算定によって、
そういうケースもあり得る。

答 各制度の所得の算定によって、
そういうケースもあり得る。

問 各制度の所得の算定によって、
そういうケースもあり得る。

答 各制度の所得の算定によって、
そういうケースもあり得る。

問 各制度の所得の算定によって、
そういうケースもあり得る。

答 各制度の所得の算定によって、
そういうケースもあり得る。

問 各制度の所得の算定によって、
そういうケースもあり得る。

答 各制度の所得の算定によって、
そういうケースもあり得る。

問 各制度の所得の算定によって、
そういうケースもあり得る。

答 各制度の所得の算定によって、
そういうケースもあり得る。

問 各制度の所得の算定によって、
そういうケースもあり得る。

答 各制度の所得の算定によって、
そういうケースもあり得る。

問 各制度の所得の算定によって、
そういうケースもあり得る。

答 各制度の所得の算定によって、
そういうケースもあり得る。

問 各制度の所得の算定によって、
そういうケースもあり得る。

答 各制度の所得の算定によって、
そういうケースもあり得る。

平成25年度各会計予算総括質疑

摩周観光交流館の管理費について

問 摩周観光交流館の販売組合から、管理費を出してもらう時期にきているのではないかと。

答 今後、直売会その他の関係機関と協議しながら詰めていきたい。



観光交流館の今後について

観光客の受け入れ体制について

問 訪日外国人の誘致について予算を計上しているが、受け入れ態勢についての対策は徹底しているか。



鈴木 繁 議員

一般質問

わが町の防災対策について

問 防災マニュアル見直しや防災教育の充実を図る

問 わが町の防災について、平成13年にアトサヌプリ火山防災マップを作成しているが、避難訓練、避難ルートなどを記載したハザードマップの作製計画はあるか伺う。

答 副町長答弁
アトサヌプリについては、噴火の前兆を捉えて噴火警報などを的



答 受け入れにあたっては、民間にご努力いただかなければならないが、町として誘客対策も集中的に取り組む必要がある。

町民宿泊促進支援事業と入湯税の関連について

問 支援事業の実施に伴い、入湯税の増額は期待されないのか。

答 入湯税の申告について指導を行い、申告はかなり出てきているが、歳入が伴っていないのも事実である。入湯税だけではないが、滞納があった場合は強行に差し押さえをするなどの対応をしている。

後期高齢者医療の事務に係る処理システムについて

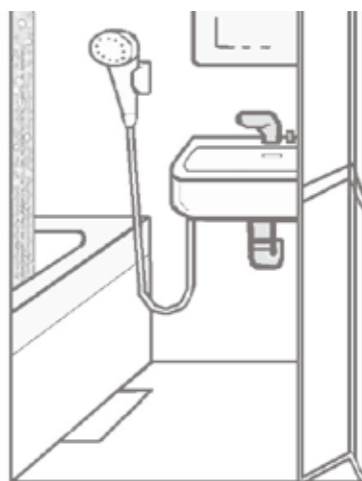
問 後期高齢者医療に係る電算システム、保守などは、それぞれ別な業者が行っているのか。

答 後期高齢者医療システムの導入、保守などは、全て同じ業者へ発注している。

温泉使用料の滞納について

問 温泉については、水道とは用途に違いがあるため、滞納については整理をきちんとしてもらいたい。

答 滞納については、現年分と合わせて納入いただくよう努力をしている。



し尿の下水道での処理計画について

問 平成25年度において具体的に特別会計で予算化されると思っていたがどうか。

答 調査業務については一般会計の中で計上しており、一般廃棄物の処理の計画と、下水道処理の計画を併せて実施する予定。

浄化センター維持管理業務について

問 弟子屈浄化センターの管理運営を町が直接行う考えは。

答 浄化センターの維持管理業務については、資格を有する者がいなければならぬ規定があり、今のところ直営は難しいが、将来的な構想を見出し出ていきたい。

浄化センター維持管理業務について

問 災害時などの下水道管路の点検について以前に質問した際、点検機器を町で購入するのではなく、業者に依頼するという答弁であったが、何か契約はしているのか。

答 町外で専門的な機器を保有している会社と協定を結んでいる。町内で数社が機器を所有していると聞いていたので、カメラの規模、精度を含め協力体制を整えたい。復旧工事については地元建設業界と災害協定を締結済み。

一般質問

鈴木 康弘 議員

一般質問

本町の観光振興政策としてしかがえこまち推進協議会「の事業内容について」社会変化に対応・事業内容を精査する

問 国や北海道民間の業界団体であったエージェントを通じた団体旅行者数は、20%近くまで落ち込み、個人での旅行形態が主流となってきた。本町の比較的規模の大きな宿泊施設の関係者からは、厳しい状況の話が聞かれるが、個人客を主な顧客としている小規模経営者からは10年前と比べ、増加傾向にあるとの声が多く聞かれる。「景気が悪いからお客さまが来ないのではなく、旅行者のニーズに合わせる体制ができていない、お客さま対応が遅れていることなどが、大型施設が落ち込んでいる要因の一つになっていないかと考えられる。行政として、種々の説得力のあるデータの提供を通して、顧客のニーズにマッチした観光振興の展開をすべきと考える。えこまち推進協議会は設立され5年を経過するが、活動内容の総括を含め、本来の目的に対する認識の統一がなされているのか、組織として機能しているのかなど所見を伺う。



てしかがえこまち推進協議会の在り方について

答 町長答弁
議員指摘のとおり旅行形態は、大きく変化している。本町の類いまれな自然環境や地域資源を生かした持続可能な観光を推進していく。えこまち推進協議会の観点から、観光に関連しない事業もある。今後事業内容を精査し、成果、結果を明確にしていく。

問 総合計画に対する平成25年度予算の事業内容について
答 計画の秩序を保ち毎年見直す

問 第5次総合計画は町民の意見や提言が反映される形で策定されたもので、10年後の弟子屈町のあるべき姿の基本指針となる最上位の計画と理解している。しかし、25年度予算をみると、既存の制度や事業の延長上にあるものが中心で、総合

計画にある新規の制度や事業の展開に伴って出てくるべき検討や調査などの経費がほとんどないと感じる。例えば「まちづくりに関する人材育成やネットワークの形成」の事項では、姉妹都市盟約30周年記念事業として、一時的と思われる事業のみで、町内の自治会の地域間交流や、各団体の交流が希薄であるという問題点が指摘されているにもかかわらず、仕組みづくりも発想も一向に見えてこない。現在75%弱となつていて自治会加入率を5年後には80%にする目標があるが、改善策も予算措置も中身が見えない。総合計画の達成に向けて、どのように取り組みをしていくのか伺う。

答 町長答弁
 施策の説明という点では、改良の余地がある。人材育成も教育や産業の担い手、生活関連などの取り組みをする。町政執行方針に示した施策や事業、支援策や振興策を含めて取り組む。予算の秩序と行政の継続性を保つた中で事業を毎年見直していく必要があると考える。



問 制度改正に伴うヘルパー2級資格者に対する支援見直しについて
答 改正後も引き続き充実に向け支援する

問 通年雇用対策としてヘルパー2級資格取得者に対して受講料4万円を限度に支援制度をつくり、今までの総計で支援を受けた方は67人で、額は245万円であり、資格取得者は町内などの介護事業所で雇用されている。

答 町長答弁
 今後、高齢化がより進み、介護ニーズの多様化、スキルアップが求められる現況であるので、制度改正の内容に沿ったものに見直しをして、充実に向けた方針を進める考えである。

問 政府による地方公務員の給与削減対応について
答 町では独自削減4回で1億6千630万円

問 政府は国家公務員の給与を平均7・8%下げたので、地方公務員も国に準じて下げる要請をしてきた。賃金削減相当分を地方交付税から削減するという法的根拠がないことに対して、全国知事会、市長会、町村会などの6団体が遺憾の共同声明を発表。国家公務員や釧路管内町村との比較で、弟子屈町職員の給与削減と職員数削減の取り組み状況を伺う。釧路管内でも最下位の賃金水準と思われるので要請を受けるべきでないと思うが、どうか。

答 副町長答弁
 国を100とした場合のラスパイルズ指数は90・3〜95・4であり、国よりも給与が低く釧路管内の町村の比較でも一番低く、給与の独自削減を4回実施している。その額は1億6千630万円であり、職員数も5年間で32人削減している。以上の内容から、人件費などの削減努力が反映されるように国に要請し、具体的内容が確認された段階で判断する考えである。

問 文書などの管理および接客対応について
答 周知指導の徹底を図る

問 公文書、図面などは各課において文書管理規定により実行されていると思うが、一部に整理、整頓がなされていない課も見受けられる。電話、来客者に対する対応についても、丁寧さに欠けていると思われるところがあるが、所見を伺う。

答 副町長答弁
 文書の管理・保存方法については事務の効率化に向けて、事務所内や保管庫の状況を再確認し、整理整頓に努める。
 電話、来客者に対する対応については周知指導の徹底を図る。

問 学校図書館への学校司書配置と新聞購読に向けて
答 町内各校で新聞購読する

問 新しい学習指導要領が平成24年度から実施され、新聞を教材として活用することが位置付けされ、学校図書館への新聞の配置が必要となり、財源の裏付けとして国から交付金が措置されているので、ぜひ実施すべきだ。情報メディアが発達した半面「読書離れ」が指摘され、平成13年12月には「子供の読書活動の推進に関する法律」が施行され「言語活動」の充実と学校図書館の機能を十分に発揮す

答 教育長答弁
 学校図書館の新聞配備は各学校に1紙分の予算で、25年度から実施する。学校図書館に専任の図書司書の配置については、趣旨は十分理解できるので最大限の努力をする。



小川 義雄 議員
 一般質問



館 忠良 議員
 一般質問

問 学校給食時における食物アレルギー対策について
答 「アレルギー事故対策を含めた学校給食安全マニュアル」を立案する

問 近年、学校給食における食物アレルギーの事件が話題になり、乳製品アレルギーやそばアレルギーでの死亡事故が報告されている。本町ではどのような対策を立てながら日常的に給食を提供しているか伺う。

ごとに対策を立案している。また、日常的給食献立表には、カロリー表示し、ホームページを活用して食品添加物の公表をしている。さらに、当センターでは極力、化学調味料・添加物を使用しないよう努めてきている。より安心安全な給食提供を進めるために「アレルギー事故対策

答 教育長答弁
 アレルギー疾患数は2月20日現在で小学校19人、中学校24人、計43人であり、12人が病院からアレルギーと診断され7人通院中。病状が重い1人には学校、家庭と給食センターと対策を検討。2月1日より弁当持参としている。特別メニューは、現状としては難しいので実施はしていない。日頃、給食時における突発的な発生のために、常時、担任が給食指導をしながら体調確認を実施している。危機管理の一貫として、各学校

に關するマニュアルを立案して、それによる給食実施を進めたい。緊急時における「エビペン」の使用は、保護者・学校医などと十分相談したい。



より安全な給食の提供のために

問 個人情報保護法の過剰反応緩和と情報安全管理について

答 本人の同意、緊急時例外的事項も見極めた運用

問 個人情報保護法関連5法が2005年4月完全実施するために2004年閣議決定。しかし、個人情報保護法を名目にした官公庁や公共機関の「過剰反応」が国民から批判指摘される状況になった。2008年2月、日本新聞協会が意見書を政府に提出。政府は「過剰反応」があったとして、情報公開の一部緩和を示唆していた。

個人情報保護法に対する政府の緩和措置を受け、本町として何ができるか取り組みの方向性を伺う。

答 副町長答弁

個人情報保護法の過剰反応が問題視されていることは理解している。地方自治体が現状で適切に対応する運用が求められているが、一方、厳格な管理と適正な保護を行うことも重要である。町民の安全・安心な暮らしを守る基礎である地域コミュニティとの連携を強化するためにも、日頃から必要な情報を共有していくことは非常に重要である。個人情報の有用性を配慮しつつ、個人の権利を保護することを目的とする



和田 淳 議員

一般質問

問 元横綱大鵬(納谷幸喜氏)の功績をたたえての記念賞制度について

答 「大鵬賞」の創設と実家前を「大鵬通り」と命名

問 1月に死去された第48代横綱大鵬(納谷幸喜氏)に関しては全国に報道され、その功績はわが町にとっても計り知れないものがある。町長も早速その功績をたたえ「大鵬賞」、さらには実家の前の道路を「大鵬通り」としたいと発表されている

答 町長

名譽町民である「横綱大鵬」は、わが町に対して多大なる支援、協力をしていただき感謝している。永くその名を残し、記念として、町民に夢と希望、勇気を与える個人、団体に対して「大鵬賞」を創設し、授与したい。受賞者は、現時点で町民を対象と考えている。また、実家前約1.5キロを「大鵬通り」と命名したい。



大鵬通りの除幕式

問 「阿寒・屈斜路・摩周」の世界遺産候補地浮上と町としての対応について

答 今後の国の動向を注視しながら対応策を検討

問 環境省、林野庁は本年1月29日に世界遺産に関する「有識者懇談会」を開き、登録候補地選びに向け全国16地域を中心に検討すると報道された。その中で北海道4地区候補中わが弟子屈町の屈斜路・摩周も含まれており、大変喜ばしいことである。町としては本件については静観しているようだが、現状で把握している情報などを伺いたい。また、世界遺産指定ともなれば大変な恩恵

があり、町の状況も一変すると思う。情報を的確に捉え、他地域に劣ることなく努めていただきたい。

答 町長答弁

担当役所などもまた確たる作業が進まず、当町もまだ対応は講じていない。もう少し国における今後の動向を注視しながら、適切な対応策を考えていきたい。



屈斜路・摩周の世界遺産登録候補地選定を受けて町の対応は

問 し尿処理改革について

答 関係機関と協議を進める

問 川上郡し尿処理場は、弟子屈町と標茶町が共同で磯分内で処理しているが、両町の下水道事業が80%整備され、残るし尿処理が年間8千万円を超える処理費のうち、5千万円を本町が負担という現状になりつつあるので、完成した下水道施設に取付口を付けて町内処理をすれば、経費は5分の1に縮小されるので、両町が計画を立て進めると言っているが、新年度はどのように計画しているか町長に伺う。

答 副町長答弁

昨年の定例会でも意見があったが、より効果的・経済的な施設運営が図られるよう処理施設の一元化に向け、国の「汚水処理施設共同整備事業」を用いた整備方針をお示したところである。平成25年度における計画は、事業実施に向けその基本構想となる「生活排水処理基本計画」の

坪井 嗣雄 議員

一般質問

策定を執り進めていく。この内容は、し尿を含む生活排水に対し長期かつ総合的な視点に立ち、適正な排水処理対策が行われるよう目標年次を設定し、地域ごとに生活排水の処理の方法、さらに処理過程で生じる汚泥などの処分方法について基本方針を定めるものである。事業実施に向け関係機関と綿密に協議を進めるとともに、早期な整備着手が図れるよう努めていく。





スクールバスの計画的な更新を

問 前議会で質問・確認し、事故対応の計画が示されたが実態はどうであったか。事故後、新しい年度の運行の際、吹雪の中では助手手を搭乗させてはとの提言がなされたが、その前に事務所体制は現状でよいのか。運転手の管理体制はどのように

答 スクールバス運行委託業者における運転手の管理体制については、道路運送法など関係法令に基づき、釧路運輸支局など関係官庁において、運送業に必要な諸手続きが行われるとともに、運転手に対して安全運行の指導や確認などが適切に行われてきているものと承知している。スクールバス購入の件については、現有3台(3路線)の中型バスが老朽化により修繕が相次いでいる状況にあることから、今後、より有利な国の補助制度などを活用しながら、年次計画を立てスクールバスの更新を図っていきたくと考えている。また、小型バス導入については、現在の各運行路線の乗車人数などを考えると、中型バス3台のうち1台を小型バスにしていることは可能ではないかと考えているところである。



問 町長答弁 協会から「的確な観光施策の運営や町内の観光をまとめる組織と

して十分な活動ができていない。組織・事務局体制の再構築と強化を図ること」を目的として、一定期間の派遣要請を受けている。事務方のトップという位置付けで、参事として課長職を派遣。1年間の派遣では結果を出せないと考え、新年度については現行を踏襲し、もう1年間職員を派遣したい。したがって、この1年間で町民が豊かで幸せに暮らせるための観光振興を目指し、組織の立て直しはもちろん、派遣した職員の代わりを担えるような職員の育成、事務局体制の強化、観光事業のしつかりとした実施、運営、えこまち推進協議会など関係機関団体との連携強化などに取り組んでいけるようにと考えている。民間発想のひとつの方法として、例えば広く公募してやる気のある人材の確保に努めるといふことも考えられ、町として人件費の一部支援も考えられる。

問 入札の現状について

答 弟子屈町指名競争入札参加要領に基づき執り進める

問 入札業者の指名委員会の資格の内容を見ると、実績、規模などを重視して実際に事業を推進する労働者が少なく、落札する町外業者に下請けさせ町内労働者が少なく各種雇用保険などの実情をどう評価し、町内社員の実情をどのように把握しているか伺う。昨年12月、車の入札をしたが指名業者が落札後、参加会社から異議が出され本人入札が無効になった。ここに弟子屈町に対し町長、係長の名前を上げ、不正入札のうんぬんとあるが私は長い議員生活の中で、このような案件は一度もない。このような案件が起きぬよう、指名委員会でも慎重な審議を求め、町長の見解を伺う。

答 町長答弁 法定保険は、社会保険未加入問題の対策の一環として経営事項審査における保険未加入業者への減点措置が取られ、平成25、26年度の入札参加受け付けから格付名簿に点数が反映される。工事の一部を下請け発注する場合、町内企業および地場産業の確保、保険の加入などに配慮



することを建設工事共通仕様書に明示。当該車両リース契約に係る指名競争入札では、仕様書表示内容の認識に錯誤があったことから、公平な入札が行われないと判断し取りやめた。今後は「弟子屈町指名競争入札参加要領」に基づき執り進めたい。

問 新年度実施される機構について

答 広報紙や町の公式ウェブサイトなどで周知

問 新年度より実施される機構改革は前の議会で議決されたが、副町長の説明で窓口対応の内容が示されたが、町民に対して新しい体制を今から知らせる必要があると思うが、どのような方法で伝えるのか。特に総合窓口の町民に対しての対応の仕方の内容を理解してもらうことが大事であると思うが、町長はどう周知するか伺う。

答 町長答弁 機構を見直したことで、業務の停滞を招くことのないよう職員の意識改革を行い、町民の皆さまに使い勝手の良い機構となるよう努めていく。目的の達成に向け大切になってくるのが、町民の皆さまに對しどのような方法で知らせし、ご理解いただくか、また、活用していただくかということ。特に、従前より設置している総合窓口を総合サービス室として充実させ、町民の皆さまに十分活用していただきたいと考えていることから、各種手続きなどの案内文書に記載する受付窓口を総合サービス室へ統一し、来庁の際の続きなど、できる限り1カ所で完結



ホームページなどを活用して新しい機構を周知

問 スクールバスの管理体制について

問 町職員の派遣について

答 もう1年間職員を派遣



山田 博 議員 一般質問

議長会関係

12月20～21日 釧路町村議会議長会12月定例会
2月25日 釧路町村議会議長会2月定例会

委員会関係

12月12日 全員協議会
12月26日 議会広報編集特別委員会
1月15日 議会広報編集特別委員会
1月16日 文教厚生常任委員会
1月21日 議会広報編集特別委員会
1月23日 総務経済常任委員会
1月29日 議会運営委員会
2月13～15日 文教厚生常任委員会行政視察
2月21日 文教厚生常任委員会
2月25日 議会運営委員会

一部事務組合関係

12月26日 平成24年第2回釧路公立大学事務組合議会12月定例会
2月5日 平成25年第1回北海道町村職員退職手当組合議会定例会
2月8日 平成25年第1回釧路広域連合議会2月定例会議案説明
2月18日 平成25年第1回釧路広域連合議会2月定例会
2月22日 平成25年第1回川上郡衛生処理組合議会2月定例会
2月26日 平成25年釧路北部消防事務組合議会第1回定例会

その他

12月16日 衆議院小選挙区選出議員選挙当選祝
12月19日 補給艦『ましゅう』安全祈願式
1月4日 平成25年弟子屈消防出初式
1月8日 北海道新聞釧路支社外新年交礼会
1月13日 平成25年弟子屈町成人式
1月17日 平成25年釧路地方総合開発促進期成会中央要望
1月18日 弟子屈町役場管理職会新年会
1月19日 とくなが哲雄新春の集い
2013年伊東よしとか新年交礼会
1月25日 自然公園財団川湯地区連絡協議会
1月30～31日 名誉町民 故 納谷幸喜氏葬儀参列
2月16日 伊東・小松合同新年交礼会
2月19日 板橋区議会議員行政視察対応
2月21日 「安心できる介護制度の充実を求める意見書採択」陳情対応
3月1日 平成24年度特別養護老人ホーム摩周運営委員会
新党大地新春交礼会

議会の動き(12月11日～3月4日)



高橋 正秀 議員
一般質問

問 産業間連携について
(温泉熱を利用した産業の可能性)
答 豊かな温泉資源を活用

問 近年、本町の基幹産業である観光を取り巻く内外の情勢は厳しく、今後のまちづくりを考えると産業間の連携は大変重要で不可欠である。本町には大変恵まれた温泉資源があり、温泉熱を利用したハウス栽培が可能になれば、通年新鮮な農産物が栽培出荷でき、宿泊施設や飲食店に通年安定的に供給できる。また、ハウス栽培は農業に新たな道を開くとともに、低迷する観光においても本町ならではの新鮮な食材が提供できる。「食」において他の地域との差別化を図ることは、農業にとっても観光にとっても大きな役割を果たしてくれるものと考えられる。自然エネルギーを利用した取り組みは本町経済の活性化にもつながると思いが、町長の考えを伺う。



温泉熱を利用したハウス栽培の可能性は

答 町長答弁
3・11東日本大震災以降、自然エネルギーを見直されてきた。本町の恵まれた温泉熱を利用したハウス栽培の野菜を地元ホテルや飲食店などで活用することは、地域の素材を生かした「食」「特産品」として、特色ある観光にもつながると考えるが、温泉の掘削までを考慮すると採算的にも厳しいと考える。しかし、豊かな温泉資源があるわけで力点を置いて応援してまいりたい。

平成25年 第1回臨時会 (1月29日)

審議のあらまし

平成25年第1回臨時会が1月29日に開催され、条例の制定(1件)、平成24年度弟子屈町一般会計補正予算をそれぞれ可決。

条例の制定

◎弟子屈町事務分掌条例の制定について
第5次弟子屈町総合計画を達成するための組織編成を行うことを目的とした本年4月1日からの町の機構に関する条例の制定であり、類似した名称、現状にそぐわない名称、既に終了した事務などの整理を行い、可能な限り総合計画の施策名、または施策の目的や方針に沿った名称となるよう事務分掌条例の事務名称を定め、条例を全部改正。

委員会報告

◎平成24年度弟子屈町一般会計補正予算について
歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ274万1千円を追加し、総額を79億1千600万1千円とした。
歳入では地方交付税を、歳出では老人ホーム改築事業の事前協議および視察費用、川湯屋内温水プールの修理に伴う工事請負費などを計上。

